

津市訓令第 7 号

庁中一般
出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表総務課の部総務担当の項第 13 号中「指定統計等」を「基幹統計等」に改め、同項中第 36 号を削り、第 37 号を第 36 号とし、第 38 号から第 40 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表市民課の部市民担当の項中第 17 号を第 27 号とし、第 14 号から第 16 号までを 10 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 10 号を加える。

- (14) 個人の市民税及び県民税に関すること。
- (15) 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
- (16) 土地及び家屋価格等の縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (17) 固定資産税に係る申告書等の受付に関すること。
- (18) 軽自動車税に関すること。
- (19) 法人の市民税に係る申告書等の受付に関すること。
- (20) 市たばこ税及び入湯税に係る申告書の受付に関すること。
- (21) 市税の減免に係る申請書の受付に関すること。
- (22) 市税の現年度分に係る収納及び納付指導に関すること。
- (23) 市税の納付書及び納入書の再発行等に関すること。

別表第 1 久居総合支所の表産業環境課の部廃棄物担当の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表総務課の部総務担当の項第 13 号中「指定統計等」を「基幹統計等」に改め、同項中第 36 号を削り、第 37 号を第 36 号とし、第 38 号から第 55 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表市民福祉課の部市民担当の項第 14 号から第 21 号までを次のよ

うに改める。

- (14) 個人の市民税及び県民税に関すること。
- (15) 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
- (16) 土地及び家屋価格等の縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (17) 固定資産税に係る申告書等の受付に関すること。
- (18) 軽自動車税に関すること。
- (19) 法人の市民税に係る申告書等の受付に関すること。
- (20) 市たばこ税及び入湯税に係る申告書の受付に関すること。
- (21) 市税の減免に係る申請書の受付に関すること。

別表第2 白山総合支所の部産業環境課の項を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

共通専決事項（決裁区分欄の表示は、別表第6及び別表第7に掲げる専決事項を除き、専決処理することができる職の区分を示す。）

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	課長（室長）	副総合支所長	総合支所長	副市長
1 総合支所所管区域の事業推進に係る総合調整及び関係部等との調整に関すること。				○	
2 総合支所内各課等の調整及び取りまとめに関すること。			○		
3 関係諸団体の指導及び同団体との連絡調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	
4 計画の策定及び変更に関すること（極めて重要なものを除く。）。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
5 計画の推進及び進行管理に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
6 次に掲げる文書の処理（極めて重要なものを除く。）に関すること。 許可 認可 照会 回答 申請又は願い	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

届け 進達 副申 通知又は通報 報告 依頼 通達					
7 津市情報公開条例 （平成18年津市条例 第22号）の規定に基 づく公文書の開示に 関すること。ただし、 市長が特に指定する 公文書の開示は、課 長（室長）の専決事 項とする。				○	
8 津市個人情報保護 条例（平成18年津市 条例第24号）の規定 に基づく個人情報の 開示等に関する事。				○	
9 公文書（その写し を含む。以下同じ。） の閲覧若しくは縦覧 又は謄本、抄本その 他の写し若しくは証 明書等の交付（津市 情報公開条例及び津 市個人情報保護条例 の規定に基づく公文 書の閲覧又は写しの 交付を除く。）に関	○				

すること。					
10 専用公印の管守に関すること。	○				
11 普通財産の処分に関すること。				1,000万円未満のもの	1,000万円以上2,000万円未満のもの
12 火災保険等の加入及び請求に関すること。		○			
13 道路通行の禁止及び制限に関すること。				○	
14 公用車の管理に関すること。		○			
15 職務に専念する義務の免除（津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年津市条例第33号）第2条第1号及び第2号並びに津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成18年津市規則第21号）第2条第5号の規定による職務の免除（その免除期間が7日以上の場合を除く。）をいう。）に関すること。					

<p>(1) 総合支所長及び部長相当職に係るもの</p> <p>(2) 副総合支所長及び部次長相当職に係るもの</p> <p>(3) 課長及び課長相当職に係るもの</p> <p>(4) 課等の所属職員に係るもの</p>					○
<p>16 出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務、休暇並びに欠勤に関する事。</p> <p>(1) 総合支所長及び部長相当職に係るもの</p> <p>(2) 副総合支所長及び部次長相当職に係るもの</p> <p>(3) 課長及び課長相当職に係るもの</p>					○
<p>17 課等の所属職員の出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務（担当主幹に係るものに限る。）、休暇並びに欠勤に関する事。</p>	○				
<p>18 総合支所内の予算の調製に関する事。</p>				○	
<p>19 工事に伴う他人の</p>	○				

土地の一時使用又は当該土地への立入りに関すること。					
20 工事の監督員の任命に関すること。			○		
21 工事用資材の管理に関すること。	○				
22 課等の所管に属する財産の管理及びこれらの登記又は登録に関すること。		○			
23 工事の立案、調査、設計及び実施についての指導及び調整に関すること。			○		
24 工事又は製造の請負に係る下請業者の承認に関すること。			○		
25 工事又は製造の請負に伴い付する当該工事又は製造の請負の期間内における当該工事又は製造に係る火災保険に関すること。		○			
26 工事又は製造その他についての請負（津市建設工事等入札資格審査委員会に付議されるものを除く。以下この表において同じ。）における入		○			

札保証金の納付及び減免に関する事。					
27 工事又は製造その他についての請負における落札者の決定及び再入札の執行に関する事。		○			
28 工事又は製造その他についての請負についての契約並びに契約保証金の納付及び減免に関する事。		○			
29 工事又は製造その他についての請負の期間の延長に関する事。		○			
30 物品の検収員の指定に関する事。		○			
31 物品の出納及び検査に関する事。		○			
32 契約（工事又は製造その他についての請負（その他についての請負にあっては、工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託に限る。以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）に係る予定		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上4,000万円未満のもの	4,000万円以上のもの

価格の決定に関する こと。						
33 次に掲げる事項の 支出負担行為及び執 行に関すること。た だし、法令、契約等 により単価が設定さ れているもの又は別 途承認済みのもの に係る支出負担行為 及び執行は、課長（室 長）の専決事項とす る。						
(1) 報酬			○			
(2) 共済費			○			
(3) 災害補償費				10万円未 満のもの	10万円以 上50万円 未満のも の	50万円以 上のもの
(4) 賃金			○			
(5) 報償費			10万円未 満のもの	10万円以 上20万円 未満のも の	20万円以 上50万円 未満のも の	50万円以 上のもの
(6) 旅費			○			
(7) 交際費					3万円未 満のもの	3万円以 上のもの
(8) 需用 費	消耗品費 燃料費		100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上のも の	
	食糧費		3万円未	3万円以		

		満のもの	上のもの		
	印刷製本費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	
	光熱水費	○			
	修繕料	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	
	賄材料費	○			
	飼料費 医薬材料費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	
(9) 役務費	通信運搬費	○			
	保管料 広告料	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	
	手数料 筆耕翻訳料 火災保険料 自動車損害保険料 その他賠償責任保険料	○			

(10) 委託料					
ア 工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託料		1,000万円未満のもの	1,000万円以上9,000万円未満のもの	9,000万円以上15,000万円未満のもの	15,000万円以上のもの
イ その他の委託料		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(11) 使用料及び賃借料		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(12) 工事請負費 (前金払及び部分払に関することを含む。)		1,000万円未満のもの	1,000万円以上9,000万円未満のもの	9,000万円以上15,000万円未満のもの	15,000万円以上のもの
(13) 原材料費		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	
(14) 公有財産購入費			50万円未満のもの	50万円以上2,000万円未満のもの	2,000万円以上のもの
(15) 備品購入費		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	

			のもの		
(16) 負担金、補助及び交付金		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(17) 扶助費				○	
(18) 貸付金				○	
(19) 補償金及び補填金 (欠損補填金及び繰上充用金を除く。)		100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(20) 賠償金				50万円未満のもの	50万円以上のもの
(21) 償還金、利息及び割引料 (既定償還計画に基づくものは、課長(室長)上限なし。)		50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの	100万円以上のもの	
(22) 投資及び出資金			100万円未満のもの	100万円以上のもの	
(23) 積立金					
(24) 寄附金					
(25) 公課費		○			
(26) 繰出金			100万円未満のもの	100万円以上のもの	
34 収入金の収入命令及び戻出命令に関すること。		○			

35	収入金の科目更正命令に関すること。		○			
36	支出命令及び戻入命令に関すること。 (1) 総合支所長以上の専決事項に属するもの (2) 副総合支所長の専決事項に属するもの (3) 課長(室長)の専決事項に属するもの				○	
37	予算の流用命令に関すること(別途総合支所長承認済みのものは、課長(室長)上限なし。)				○	
38	支出金の科目更正命令に関すること。		○			
39	寄附金品の収受に関すること。		20万円未満のもの	20万円以上30万円未満のもの	30万円以上50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの
40	収入金の賦課又は調定及び徴収に関すること。		○			
41	収入金の減免及び徴収猶予に関すること。		○			
42	収入金の延滞金の減免及び徴収猶予に		○			

関すること。					
43 収入金の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。				○	
44 以上に掲げるもの以外のもの		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	

※ 表中の「32 契約（工事又は製造その他についての請負（その他についての請負にあっては、工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託に限る。以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）に係る予定価格の決定に関すること。」に掲げる金額は当該契約に係る設計金額又は予算金額を、その他の金額については1契約単位の契約時等における予定価格又は執行時における予定金額を示す。

別表第6久居総合支所の表市民課の項中

1 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届書及び申請書の受理及び処理に関すること。		○			
1 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届書及び申請書の受理及び処理に関すること。		○			
2 原動機付自転車等の標識の交付等に関すること。	○				
3 自動車の臨時運行の許可及び標識に関すること。	○				
4 軽自動車税の減免に関すること。		○			
5 個人の市民税及び県民税の賦課に関すること。		○			
6 個人の市民税等の納税通知書の発送に関すること。	○				
7 個人の市民税等に係る納税管理人申告書の届出に関すること。	○				
8 市民税等の指導及び相談に関すること。		○			
9 市民税等の納付書及び納入書の再発行等に関すること。		○			

に、「2 介護保険被保険者証」を「10 介護保険被保険者証」に、「3 介護保険被保険者証」を「11 介護保険被保険者証」に、「4 介護保険資格者証」を「12 介護保険資格者証」に、「5 介護保険第1号被保険者」を「13 介護保険第1号被保険者」に、「6 介護保険第1号保険料」を「14 介護保険第1号保険料」に、「7 介護保険第1号保険料」を「15 介護保険第1号保険料」に、「8 介護保険第1号保険料」を「16 介護保険第1号保険料」に、「9 国民健康保険被保険者」を「17 国民健康保険被保険者」に、「10 国民健康保険被保険者証」を「18 国民健康保険被

保険者証」に、「11 国民健康保険料」を「19 国民健康保険料」に、「12 国民健康保険料」を「20 国民健康保険料」に、「13 国民健康保険料」を「21 国民健康保険料」に、「14 国民健康保険料」を「22 国民健康保険料」に、「15 国民健康保険料」を「23 国民健康保険料」に、「16 福祉医療費」を「24 福祉医療費」に、「17 福祉医療費」を「25 福祉医療費」に、「18 後期高齢者医療」を「26 後期高齢者医療」に、「19 後期高齢者医療被保険者証等」を「27 後期高齢者医療被保険者証等」に改める。

別表第6河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の項中

8 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。		○			
9 固定資産税及び都市計画税の納税通知書の発送に関すること。	○				
10 固定資産税等に係る相続の開始における相続人代表者の届出に関すること。	○				

を削り、「11 市民税等」を「8 市民税等」に、「12 市民税等」を「9 市民税等」に、「13 福祉バス」を「10 福祉バス」に、「14 児童手当」を「11 児童手当」に、「15 児童福祉法」を「12 児童福祉法」に、「16 児童虐待」を「13 児童虐待」に、「17 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」を「14 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」に、「18 生活管理指導短期宿泊事業」を「15 生活管理指導短期宿泊事業」に、「19 配食サービス事業」を「16 配食サービス事業」に、「20 外出支援サービス事業」を「17 外出支援サービス事業」に、「21 軽度生活家事援助事業」を「18 軽度生活家事援助事業」に、「22 紙おむつ等給付事業」を「19 紙おむつ等給付事業」に、「23 訪問理美容サービス事業」を「20 訪問理美容サービス事業」に、「24 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」を「21 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」に、「25 高齢者生活支援事業」を「22 高齢者生活支援事業」に、「26 高齢者生活福祉センター居住事業」を「23 高齢者生活福祉センター居

住事業」に、「27 外国人高齢者福祉給付金支給事業」を「24 外国人高齢者福祉給付金支給事業」に、「28 老人福祉電話事業」を「25 老人福祉電話事業」に、「29 緊急通報装置事業」を「26 緊急通報装置事業」に、「30 老人日常生活用具給付等事業」を「27 老人日常生活用具給付等事業」に、「31 徘徊高齢者家族支援サービス事業」を「28 徘徊高齢者家族支援サービス事業」に、「32 生きがい活動支援通所事業」を「29 生きがい活動支援通所事業」に、「33 自立支援給付」を「30 自立支援給付」に、「34 自立支援給付」を「31 自立支援給付」に、「35 地域生活支援事業」を「32 地域生活支援事業」に、「36 地域生活支援事業」を「33 地域生活支援事業」に、「37 障害福祉サービス受給者証等」を「34 障害福祉サービス受給者証等」に、「38 障害福祉サービス事業」を「35 障害福祉サービス事業」に、「39 難病患者等日常生活用具給付事業」を「36 難病患者等日常生活用具給付事業」に、「40 介護保険被保険者証」を「37 介護保険被保険者証」に、「41 介護保険被保険者証」を「38 介護保険被保険者証」に、「42 介護保険資格者証」を「39 介護保険資格者証」に、「43 介護保険第1号被保険者」を「40 介護保険第1号被保険者」に、「44 介護保険第1号保険料」を「41 介護保険第1号保険料」に、「45 介護保険第1号保険料」を「42 介護保険第1号保険料」に、「46 介護保険第1号保険料」を「43 介護保険第1号保険料」に、「47 国民健康保険被保険者」を「44 国民健康保険被保険者」に、「48 国民健康保険被保険者証」を「45 国民健康保険被保険者証」に、「49 国民健康保険料」を「46 国民健康保険料」に、「50 国民健康保険料」を「47 国民健康保険料」に、「51 国民健康保険料」を「48 国民健康保険料」に、「52 国民健康保険料」を「49 国民健康保険料」に、「53 国民健康保険料」を「50 国民健康保険料」に、「54 福祉医療費」を「51 福祉医療費」に、「55 福祉医療費」を「52 福祉医療費」に、「56 後期高齢者医療」を「53 後期高齢者医療」に、「57 後期高齢者医療被保険者証等」を「54 後期高齢者医療被保険者証等」に改める。

別表第7から別表第10までの規定中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市非常勤参与設置規程及び津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市非常勤参与設置規程及び津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部を改正する訓令

(津市非常勤参与設置規程の一部改正)

第 1 条 津市非常勤参与設置規程（平成 18 年津市訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「30 時間」を「29 時間」に改める。

(津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部改正)

第 2 条 津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成 18 年津市訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「30 時間」を「29 時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 9 号

庁中一般
出先機関

津市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市職員服務規程（平成 18 年津市訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「出張の場合を除く」を「津市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 45 号）第 19 条に規定する出張で旅費の支給をしないものに限る」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、部長、部次長、課長又は室長は、この限りでない。

第 11 号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式 (第 1 6 条関係)

海 外 渡 航 届

(あて先) 津市長

年 月 日

届出者	所属		職名		氏名	⑩
津市職員服務規程第 1 6 条の規定により、海外渡航について次のとおり届け出ます。						
渡 航 先						
期 間	月 日から 月 日まで 日間					
目 的						
あ っ せ ん 団 体						
同 行 人 員						
そ の 他						

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月18日

津市長 松田直久

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 佐脇要

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小林正美 三重県津市安濃町安濃1470番地
変更後	佐脇要 三重県津市安濃町安濃173番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成21年2月22日の定期総会において新任され、平成21年3月6日から就任することになったため。

津市告示第60号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年3月24日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書 配当計算書 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

井上地区自治会

三重県津市安濃町川西 1 4 4 6 番地

代表者 豊 田 信 敏

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	丸 山 長 郎 三重県津市安濃町川西 1 4 6 8 番地
変更後	豊 田 信 敏 三重県津市安濃町川西 1 5 3 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 21 年 3 月 8 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第62号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成21年3月24日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
3111981	平成20年10月1日	平成21年2月27日
0488379	平成20年10月1日	平成21年3月3日
9144348	平成21年2月1日	平成21年2月19日
9108046	平成20年10月1日	平成21年2月5日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0488379	平成20年10月1日	平成21年3月3日

津市告示第 6 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田 1 8 9 番地 3

代表者 豊濱 幸生

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	豊濱 幸生 津市芸濃町忍田 2 1 4 番地
	変更後	豊濱 幸生 津市芸濃町忍田 2 1 4 番地

3 変更理由及び年月日

平成 2 1 年 3 月 7 日、定期総会において再任

津市告示第 6 4 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 2 1 年 2 月 2 8 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

津市の財政状況
(平成21年2月28日現在)

政策財務部財政課

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成21年2月28日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	98,733,268	79,956,660	81.0%	98,733,268	61,492,489	62.3%
モーターボート競走 事業特別会計	41,367,362	34,706,624	83.9%	41,367,362	33,587,207	81.2%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,510,783	17,483,453	63.6%	27,510,783	21,466,667	78.0%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	41,445	19,995	48.2%	41,445	30,990	74.8%
介護保険事業 特別会計	18,802,914	14,485,979	77.0%	18,802,914	15,994,548	85.1%
老人保健医療事業 特別会計	4,664,184	2,070,847	44.4%	4,664,184	2,488,373	53.4%
風力発電事業 特別会計	118,186	100,486	85.0%	118,186	60,521	51.2%
簡易水道事業 特別会計	1,091,001	212,228	19.5%	1,091,001	414,260	38.0%
農業集落排水事業 特別会計	522,891	120,129	23.0%	522,891	297,605	56.9%
土地区画整理事業 特別会計	1,347,688	17,371	1.3%	1,347,688	613,072	45.5%
下水道事業 特別会計	16,009,449	3,251,183	20.3%	16,009,449	8,247,097	51.5%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	270,105	152,750	56.6%	270,105	178,142	66.0%
棕本財産区 特別会計	913	836	91.6%	913	756	82.8%
後期高齢者医療事業 特別会計	4,475,080	1,508,953	33.7%	4,475,080	3,536,543	79.0%
定額給付金給付等事業 特別会計	4,838,510	0	0.0%	4,838,510	0	0.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成21年2月28日現在

(1) 収入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	41,522,852	38,292,485	92.2%
2 地 方 譲 与 税	1,320,500	943,670	71.5%
3 利 子 割 交 付 金	200,000	175,256	87.6%
4 配 当 割 交 付 金	200,000	65,470	32.7%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	130,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,550,000	1,867,901	73.3%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000	300,040	81.1%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	740,000	517,697	70.0%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	61,000	61,849	101.4%
10 地 方 特 例 交 付 金	532,944	532,944	100.0%
11 地 方 交 付 税	15,168,787	14,252,876	94.0%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,000	29,520	64.2%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,878,447	1,561,056	83.1%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,271,600	1,985,485	87.4%
15 国 庫 支 出 金	7,509,746	5,037,718	67.1%
16 県 支 出 金	4,977,330	2,644,314	53.1%
17 財 産 収 入	247,867	254,020	102.5%
18 寄 附 金	21,551	30,406	141.1%
19 繰 入 金	5,465,041	948,282	17.4%
20 繰 越 金	2,415,802	2,807,217	116.2%
21 諸 収 入	1,740,201	1,034,854	59.5%
22 市 債	9,363,600	6,613,600	70.6%
合 計	98,733,268	79,956,660	81.0%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	579,117	533,326	92.1%
2 総 務 費	18,060,314	13,670,044	75.7%
3 民 生 費	26,676,099	17,234,861	64.6%
4 衛 生 費	7,802,402	4,972,161	63.7%
5 労 働 費	183,445	166,474	90.7%
6 農 林 水 産 業 費	2,863,653	1,062,876	37.1%
7 商 工 費	2,195,170	1,390,997	63.4%
8 土 木 費	13,484,404	4,732,998	35.1%
9 消 防 費	3,916,624	3,241,783	82.8%
10 教 育 費	9,203,203	7,602,998	82.6%
11 公 債 費	13,148,960	6,490,334	49.4%
12 諸 支 出 金	377,426	355,325	94.1%
13 予 備 費	100,000	0	0.0%
14 災 害 復 旧 費	142,451	38,312	26.9%
合 計	98,733,268	61,492,489	62.3%

3 市債の状況

平成21年2月28日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 般 計	1 普 通 債	66,221,267	64.7%
	(1) 総 務	6,976,514	6.8%
	(2) 民 生	4,382,954	4.3%
	(3) 衛 生	9,629,143	9.4%
	(4) 労 働	13,579	0.0%
	(5) 農 林 水 産 業	1,250,597	1.2%
	(6) 商 工	366,349	0.4%
	(7) 土 木	29,204,433	28.5%
	(8) 消 防	1,927,731	1.9%
	(9) 教 育	12,469,967	12.2%
	2 災 害 復 旧 債	279,568	0.2%
	(1) 衛 生	3,599	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	30,176	0.0%
	(3) 土 木	245,793	0.2%
	3 そ の 他	35,964,616	35.1%
	(1) 減 収 補 て ん 債	59,243	0.1%
	(2) 臨 時 減 収 補 て ん 債	212,263	0.2%
	(3) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	9,275,903	9.1%
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	26,180,651	25.5%
	(5) そ の 他	236,556	0.2%
	計	102,465,451	100.0%
特 会 別 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	4,487,455	4.8%
	国 民 健 康 保 険	6,390	0.0%
	風 力 発 電	205,425	0.2%
	簡 易 水 道	5,147,210	5.5%
	農 業 集 落 排 水	5,123,951	5.5%
	土 地 区 画 整 理	1,901,887	2.0%
	下 水 道	75,769,744	81.1%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	783,881	0.9%
		計	93,425,943
合 計		195,891,394	/

平成20年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

平成21年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	12,716,972
減 債 基 金	2,871,963
退 職 手 当 積 立 基 金	1,309,011
文 化 振 興 基 金	211,363
国 際 交 流 基 金	218,113
緑 化 基 金	116,302
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	161,191
ふ る さ と 振 興 基 金	802,694
土 地 開 発 基 金	2,273,247
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 基 金	49,366
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	761,061
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	659,025
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	306,091
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	18,931
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,811
ま ち づ ぐ り 振 興 基 金	4,000,000
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	0
合 計	26,483,141

5 市有財産の状況

平成21年2月28日現在

有価証券等	2,476,355千円
自動車	750台
建物	1,132,533m ²
土地	21,470,484m ²
土地開発基金 (土地)	82,678m ²

6 人口・世帯数・面積の状況

平成21年2月28日現在

人口	292,371人
世帯数	120,573世帯
面積	710.81km ²

7 市税の負担状況

平成21年2月28日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
69,015 円	市民税	167,350 円
57,601 円	固定資産税	139,672 円
5,956 円	都市計画税	14,442 円
5,209 円	市たばこ税	12,632 円
1,643 円	軽自動車税	3,983 円
108 円	入湯税	262 円
265 円	その他	642 円
139,797 円	計	338,983 円

津市告示第 6 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり定める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
津市政策財務部資産税課 久居総合支所内資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間 平成 2 1 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 9 日まで
（但し、土日祝日を除く）

津市告示第 66 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松田直久

1 名称

大塚区自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

会員の相互扶助、親睦及び連絡調整に関すること。

地域環境の保全及び生活環境の改善に関すること。

保健及び福祉の増進に関すること。

文化の振興に関すること。

防災及び災害救援に関すること。

地域安全に関すること。

集会施設等保有財産の管理に関すること。

慣行祭祀に関すること。

前各号に掲げるもののほか、良好な地域社会の維持及び形成に資するために必要な活動に関すること。

3 区域

本会の区域は、安濃町大塚字久保 654 番地から 699 番地、字下川原 98 番地から 118 番地 1、字長谷地 178 番地 5 から 197 番地及び 700 番地 1 から 728 番地、字垣内 205 番地 2 から 364 番地 4、字向山 365 番地 1 から 505 番地及び 729 番地から 770 番地、字西山 506 番地 1 から 603 番地、字追上 604 番地から 615 番地、字川原 616 番地から 653 番地を区域とする。但し、字垣内 241 番地、字向山 447 番地 2、445 番地 1、453 番地 3、488 番地 1、488 番地 2、字西山 570 番地 4、570 番地 5、570 番地 8、570 番地 10、570 番地

1 4 は除く。

4 事務所

三重県津市安濃町大塚 5 3 9 番地 9

5 代表者の氏名及び住所

倉 田 富 雄

三重県津市安濃町大塚 3 4 2 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

總會の議決に基づいて解散する場合は、總會員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

津市告示第 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 2 1 年 3 月 2 7 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

津市長 松田直久

平成 2 1 年 3 月 2 7 日に議決を経た予算

平成 2 0 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 0 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 0 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 0 年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度津市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 0 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市一般会計予算

平成 2 1 年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市介護保険事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市老人保健医療事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市風力発電事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市下水道事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 2 1 年度津市棕本財産区特別会計予算

平成20年度津市一般会計補正予算（第6号）

平成20年度津市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,614,194千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,658,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1市 税		41,522,852	△103,628	41,419,224
	1市 民 税	20,398,847	△200,000	20,198,847
	2固 定 資 産 税	17,296,145	96,372	17,392,517
4配 当 割 交 付 金		200,000	△110,000	90,000
	1配 当 割 交 付 金	200,000	△110,000	90,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		130,000	△90,000	40,000
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	130,000	△90,000	40,000
13分 担 金 及 び 負 担 金		1,878,447	△27,437	1,851,010
	1分 担 金	90,277	△27,437	62,840
14使 用 料 及 び 手 数 料		2,271,600	△97,912	2,173,688
	1使 用 料	2,008,920	△94,706	1,914,214
	2手 数 料	262,680	△3,206	259,474
15国 庫 支 出 金		7,316,900	121,970	7,438,870
	1国 庫 負 担 金	5,806,616	36,830	5,843,446
	2国 庫 補 助 金	1,425,513	86,615	1,512,128
	3委 託 金	84,771	△1,475	83,296
16県 支 出 金		4,969,830	△55,845	4,913,985
	1県 負 担 金	2,670,477	△65,902	2,604,575
	2県 補 助 金	1,451,599	38,804	1,490,403
	3委 託 金	847,754	△28,747	819,007
17財 産 収 入		247,867	52,802	300,669
	1財 産 運 用 収 入	193,203	729	193,932
	2財 産 売 払 収 入	54,664	52,073	106,737
18寄 附 金		21,551	3,839	25,390
	1寄 附 金	21,551	3,839	25,390
19繰 入 金		5,465,041	△989,061	4,475,980
	2基 金 繰 入 金	5,464,441	△989,061	4,475,380
21諸 収 入		1,740,201	122,078	1,862,279
	2市 預 金 利 子	5,000	26,645	31,645
	5雑 入	1,023,533	95,433	1,118,966
22市 債		9,228,200	△441,000	8,787,200
	1市 債	9,228,200	△441,000	8,787,200
歳 入 合 計		98,272,350	△1,614,194	96,658,156

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		579,117	△1,500	577,617
	1 議会費	579,117	△1,500	577,617
2 総務費		18,060,314	△477,107	17,583,207
	1 総務管理費	15,535,562	△274,279	15,261,283
	2 徴税費	1,813,231	△185,854	1,627,377
	3 戸籍住民基本台帳費	527,566	△7,125	520,441
	4 選挙費	59,935	△1,136	58,799
	5 統計調査費	36,885	△8,713	28,172
3 民生費		26,574,229	106,154	26,680,383
	1 社会福祉費	13,318,154	22,088	13,340,242
	2 児童福祉費	9,553,261	51,298	9,604,559
	3 生活保護費	3,694,262	32,768	3,727,030
4 衛生費		7,802,402	△266,999	7,535,403
	1 保健衛生費	1,885,298	△182,130	1,703,168
	2 斎場費	139,804	△12,605	127,199
	3 環境費	635,923	△4,229	631,694
	4 清掃費	4,442,491	△35,996	4,406,495
	5 産業廃棄物処理費	22,051	△1,000	21,051
	6 簡易水道費	379,281	△31,039	348,242
5 労働費		183,445	△4,100	179,345
	1 労働諸費	183,445	△4,100	179,345
6 農林水産業費		2,863,653	△160,770	2,702,883
	1 農業費	2,516,289	△143,955	2,372,334
	2 林業費	233,489	△14,199	219,290
	3 水産業費	113,875	△2,616	111,259
7 商工費		2,195,170	△106,987	2,088,183
	1 商工費	2,195,170	△106,987	2,088,183
8 土木費		13,154,493	△487,999	12,666,494
	1 土木管理費	345,293	△1,600	343,693
	2 道路橋りょう費	3,171,505	△54,793	3,116,712
	3 河川費	661,476	△70,049	591,427
	4 港湾費	67,951	1,000	68,951
	5 都市計画費	8,324,033	△348,490	7,975,543
	6 住宅費	584,235	△14,067	570,168
9 消防費		3,916,624	△1,000	3,915,624

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 消 防 費	3,916,624	△1,000	3,915,624
10 教 育 費		9,184,416	△136,275	9,048,141
	1 教 育 総 務 費	1,673,424	△15,471	1,657,953
	2 小 学 校 費	2,885,959	△78,347	2,807,612
	3 中 学 校 費	894,703	△19,393	875,310
	4 幼 稚 園 費	1,662,370	△13,282	1,649,088
	5 社 会 教 育 費	1,491,674	△9,782	1,481,892
11 公 債 費		13,148,960	△53,000	13,095,960
	1 公 債 費	13,148,960	△53,000	13,095,960
14 災 害 復 旧 費		132,101	△24,611	107,490
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	105,367	△24,611	80,756
歳 出 合 計		98,272,350	△1,614,194	96,658,156

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	地域防災情報通信システム(同報系)整備事業	2,000,000	千円	千円	2,000,000	千円	千円
				平成20年度	686,000		平成20年度	504,000
				平成21年度	686,000		平成21年度	658,000
				平成22年度	628,000	平成22年度	838,000	
10 教育費	2 小学校費	大里小学校改築事業	680,000	平成19年度	204,000	634,200	平成19年度	204,000
				平成20年度	476,000		平成20年度	430,200

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地方公会計導入事業	千円 5,985
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	46,200
8 土木費	5 都市計画費	公共交通システム調査・研究事業	4,295
14 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	26,300

変 更

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
			限 度 額	限 度 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	50,000	千円 151,500

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
津市土地開発公社が先行取得する阿漕浦野田線街路用地の取得（昭和46年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費15,236千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する津海岸御殿場線街路用地の取得（昭和48年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費8,475千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する津港殿村線街路用地の取得（昭和48年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費22,143千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する垂水半田線街路用地の取得（昭和54年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費13,347千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する下部田垂水線街路用地の取得（平成9年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費347,358千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する藤方第3号線道路改良用地の取得（平成11年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費12,018千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する上浜元町線街路用地の取得（平成9年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費27,714千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する上浜元町線街路用地の取得（平成10年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費30,142千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する上浜元町線街路用地の取得（平成18年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費210,267千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する上浜元町線街路用地の取得（平成19年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費44,015千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する大里窪田川北町線道路改良用地の取得（平成18年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費3,662千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する新横山目細線道路改良用地の取得（平成18年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費8,032千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する白塚町南北第1号線道路改良用地の取得（平成19年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費52,069千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する浜田長岡線道路改良用地の取得（平成19年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費35,315千円に事務費及び利子を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社が先行取得する排水用地及び都市緑地用地の取得（平成16年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費110,615千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する公営住宅用地（高洲町）の取得（昭和47年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費7,143千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する津市南部産業廃棄物最終処分場用地の取得（昭和54年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費62,563千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する西部クリーンセンター工場用地等の取得（平成12年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費40,053千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する市公共用地（島崎町）の取得（昭和48年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費7,750千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する県営地域用水環境整備事業用地の取得（平成17年度先行取得依頼分）	平成20年度から債務完了年度まで	取得費18,244千円に事務費及び利子を加算した額
近畿日本鉄道株式会社との確認書に基づく久居駅構外東側エスカレーター及び東西自由通路照明に要する維持管理経費に対する負担金	平成21年度から債務完了年度まで	久居駅構外東側エスカレーター及び東西自由通路照明に要する維持管理経費につき近畿日本鉄道株式会社が負担する額
津市企業立地促進条例の附則の規定（経過措置）に基づく旧津市企業立地促進条例の例による企業立地奨励金（平成16年中操業開始分）	平成21年度	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る新産業事業所の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100
津市企業立地促進条例の附則の規定（経過措置）に基づく旧津市企業立地促進条例の例による企業立地奨励金（平成18年中操業開始分）	平成21年度	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の50/100
津市企業立地促進条例の附則の規定（経過措置）に基づく旧津市企業立地促進条例の例による企業立地奨励金（平成18年中操業開始分）	平成21年度から平成23年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る新産業事業所の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100
津市企業立地促進条例の附則の規定（経過措置）に基づく旧安濃町地域振興の奨励に関する条例の例による事業所誘致奨励金（平成18年中操業開始分）	平成21年度	当該奨励金交付対象指定事業所設置に係る土地、建物及び償却資産に対する固定資産税額の100/100（ただし、1件につき100,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（平成18年中操業開始分）	平成21年度	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の50/100
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（平成19年中操業開始分）	平成21年度から平成22年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の75/100（平成21年度）及び50/100（平成22年度）

事 項	期 間	限 度 額
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金 (平成20年中操業開始分)	平成21年度から 平成23年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100(平成21年度)、75/100(平成22年度)及び50/100(平成23年度)
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金 (平成18年度取得分)	平成21年度から 平成23年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の3年間分に相当する額(ただし、1件につき300,000千円を限度とする)
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金 (平成19年度取得分)	平成21年度から 平成24年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の4年間分に相当する額(ただし、1件につき300,000千円を限度とする)
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金 (平成20年度取得分)	平成21年度から 平成25年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年間分に相当する額(ただし、1件につき300,000千円を限度とする)
三重産業振興センター建設償還負担金	平成21年度から 平成25年度まで	661,375
津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例に基づく利子補給金(平成12年度分)	平成21年度	貸付金の毎年1月1日から12月31日の間における平均的残高に対し、年利率2パーセントで計算した金額。(ただし、1件につき50千円を超えたときは、50千円を限度とする)
津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例に基づく利子補給金(平成13年度分)	平成21年度から 平成22年度まで	貸付金の毎年1月1日から12月31日の間における平均的残高に対し、年利率2パーセントで計算した金額。(ただし、1件につき50千円を超えたときは、50千円を限度とする)
津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例に基づく利子補給金(平成14年度分)	平成21年度から 平成23年度まで	貸付金の毎年1月1日から12月31日の間における平均的残高に対し、年利率2パーセントで計算した金額。(ただし、1件につき50千円を超えたときは、50千円を限度とする)
津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例に基づく利子補給金(平成15年度分)	平成21年度から 平成24年度まで	貸付金の毎年1月1日から12月31日の間における平均的残高に対し、年利率2パーセントで計算した金額。(ただし、1件につき50千円を超えたときは、50千円を限度とする)
津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例に基づく利子補給金(平成16年度分)	平成21年度から 平成25年度まで	貸付金の毎年1月1日から12月31日の間における平均的残高に対し、年利率2パーセントで計算した金額。(ただし、1件につき50千円を超えたときは、50千円を限度とする)

事 項	期 間	限 度 額
津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例に基づく利子補給金（平成17年度分）	平成21年度から平成26年度まで	貸付金の毎年1月1日から12月31日の間における平均的残高に対し、年利率2パーセントで計算した金額。（ただし、1件につき50千円を超えたときは、50千円を限度とする）
土地改良施設適正化事業負担金（平成17年度加入分）	平成21年度	975
土地改良施設適正化事業負担金（平成18年度加入分）	平成21年度から平成22年度まで	4,290
土地改良施設適正化事業負担金（平成19年度加入分）	平成21年度から平成23年度まで	2,535
土地改良施設適正化事業負担金（平成20年度加入分）	平成21年度から平成24年度まで	4,160

第5表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
防災対策事業	651,700	478,800
斎場施設整備事業	12,800	8,300
清掃運搬施設整備事業	15,900	15,000
農業生産基盤整備事業	161,600	114,900
道路整備事業	417,500	406,600
急傾斜地崩壊対策事業	5,400	1,900
排水施設整備事業	201,600	153,600
街路整備事業	57,300	36,200
公営住宅整備事業	60,000	20,000
通学通園対策事業	10,600	8,300
給食センター建設事業	148,200	140,200
学校教育施設整備事業	287,900	252,100

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
耐震補強事業	37,900	9,400
農業用施設災害復旧事業	16,000	900
林業施設災害復旧事業	4,100	1,300

平成20年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成20年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,077,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,735,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,851,010	960	1,851,970
	1 分担金	62,840	960	63,800
15 国庫支出金		7,438,870	683,172	8,122,042
	2 国庫補助金	1,512,128	683,172	2,195,300
19 繰入金		4,475,980	1,504	4,477,484
	2 基金繰入金	4,475,380	1,504	4,476,884
20 繰越金		2,290,630	391,414	2,682,044
	1 繰越金	2,290,630	391,414	2,682,044
歳入合計		96,658,156	1,077,050	97,735,206

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		17,583,207	192,600	17,775,807
	1 総 務 管 理 費	15,261,283	192,600	15,453,883
3 民 生 費		26,680,383	93,600	26,773,983
	1 社 会 福 祉 費	13,340,242	45,000	13,385,242
	2 児 童 福 祉 費	9,604,559	48,600	9,653,159
4 衛 生 費		7,535,403	50,700	7,586,103
	2 斎 場 費	127,199	6,700	133,899
	4 清 掃 費	4,406,495	44,000	4,450,495
5 労 働 費		179,345	117,700	297,045
	1 労 働 諸 費	179,345	117,700	297,045
6 農 林 水 産 業 費		2,702,883	135,400	2,838,283
	1 農 業 費	2,372,334	113,700	2,486,034
	2 林 業 費	219,290	600	219,890
	3 水 産 業 費	111,259	21,100	132,359
7 商 工 費		2,088,183	27,100	2,115,283
	1 商 工 費	2,088,183	27,100	2,115,283
8 土 木 費		12,666,494	209,850	12,876,344
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,116,712	50,000	3,166,712
	3 河 川 費	591,427	133,200	724,627
	5 都 市 計 画 費	7,975,543	26,650	8,002,193
9 消 防 費		3,915,624	132,100	4,047,724
	1 消 防 費	3,915,624	132,100	4,047,724
10 教 育 費		9,048,141	118,000	9,166,141
	2 小 学 校 費	2,807,612	9,500	2,817,112
	3 中 学 校 費	875,310	8,500	883,810
	5 社 会 教 育 費	1,481,892	100,000	1,581,892
歳 出 合 計		96,658,156	1,077,050	97,735,206

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	行政放送設備デジタル放送対応事業	19,000
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎改修事業	57,100
2 総務費	1 総務管理費	津リージョンプラザ改修事業	10,900
2 総務費	1 総務管理費	久居市民会館改修事業	9,900
2 総務費	1 総務管理費	サンデルタ香良洲改修事業	5,100
2 総務費	1 総務管理費	中央市民館改修事業	2,300
2 総務費	1 総務管理費	運動施設改修事業	88,300
3 民生費	1 社会福祉費	久居総合福祉会館改修事業	45,000
3 民生費	2 児童福祉費	家庭児童相談システム導入事業	8,200
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育所改修事業	40,400
4 衛生費	2 斎場費	津斎場改修事業	6,700
4 衛生費	4 清掃費	河芸美化センター改修事業	44,000
5 労働費	1 労働諸費	勤労者福祉センター改修事業	47,900
5 労働費	1 労働諸費	旧勤労青少年ホーム解体事業	69,800
6 農林水産業費	1 農業費	農業就業促進緊急対策事業	5,400
6 農林水産業費	1 農業費	排水路改修事業	4,800
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場改修事業	103,500
6 農林水産業費	2 林業費	林業就業促進緊急対策事業	600
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港航路しゅんせつ及び漁場改良事業	21,100
7 商工費	1 商工費	センターバレスホール改修事業	27,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業	50,000
8 土木費	3 河川費	排水機場改修事業	133,200
8 土木費	5 都市計画費	交通施設バリアフリー化設備整備補助事業	26,650
9 消防費	1 消防費	河芸分署移転改修事業	101,300

追 加

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	中署改修事業	22,900
9 消防費	1 消防費	資機材搬送車購入事業	7,900
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	9,500
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業	8,500
10 教育費	5 社会教育費	公民館改修事業	100,000

平成20年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ397,031千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,970,331千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 競艇事業収入		41,367,362	△397,031	40,970,331
	1 事業収入	29,385,603	△140,836	29,244,767
	5 諸収入	11,949,622	△256,195	11,693,427
歳入合計		41,367,362	△397,031	40,970,331

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 競艇事業費		40,525,814	△397,031	40,128,783
	2 事業費	39,494,509	△409,768	39,084,741
	3 施設費	563,039	12,737	575,776
歳出合計		41,367,362	△397,031	40,970,331

平成20年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,074,457千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,436,326千円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		7,444,374	△899,744	6,544,630
	1 国民健康保険料	7,444,374	△899,744	6,544,630
5 国庫支出金		6,612,248	351,800	6,964,048
	1 国庫負担金	5,064,487	88,400	5,152,887
	2 国庫補助金	1,547,761	263,400	1,811,161
6 療養給付費交付金		2,034,486	△536,145	1,498,341
	1 療養給付費交付金	2,034,486	△536,145	1,498,341
7 前期高齢者交付金		5,972,175	△383,650	5,588,525
	1 前期高齢者交付金	5,972,175	△383,650	5,588,525
8 県支出金		1,448,474	18,200	1,466,674
	2 県補助金	1,314,954	18,200	1,333,154
11 繰入金		1,310,265	375,082	1,685,347
	1 繰入金	1,310,265	375,082	1,685,347
歳入合計		27,510,783	△1,074,457	26,436,326

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		18,610,069	△669,908	17,940,161
	1 療養諸費	16,961,531	△908,908	16,052,623
	2 高額療養費	1,479,988	235,000	1,714,988
	5 葬祭諸費	25,400	4,000	29,400
3 後期高齢者支援金等		3,186,031	△297,983	2,888,048
	1 後期高齢者支援金等	3,186,031	△297,983	2,888,048
4 前期高齢者納付金等		5,016	△1,126	3,890
	1 前期高齢者納付金等	5,016	△1,126	3,890
5 老人保健拠出金		689,705	29,599	719,304
	1 老人保健拠出金	689,705	29,599	719,304
6 介護納付金		1,341,087	△165,111	1,175,976
	1 介護納付金	1,341,087	△165,111	1,175,976
11 諸支出金		52,003	30,072	82,075
	1 償還金及び還付加算金	32,988	30,072	63,060
歳出合計		27,510,783	△1,074,457	26,436,326

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		千円 22,329	千円	千円 22,329
	1 外来収入	20,918		20,918
歳入合計		41,445		41,445

平成20年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ993,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,796,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保 険 料		3,620,511	119,955	3,740,466
	1 介 護 保 険 料	3,620,511	119,955	3,740,466
3 国 庫 支 出 金		4,173,625	159,452	4,333,077
	1 国 庫 負 担 金	3,118,534	121,649	3,240,183
	2 国 庫 補 助 金	1,055,091	37,803	1,092,894
4 支 払 基 金 交 付 金		5,441,072	294,081	5,735,153
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,441,072	294,081	5,735,153
5 県 支 出 金		2,661,008	115,826	2,776,834
	1 県 負 担 金	2,568,394	121,723	2,690,117
	2 県 補 助 金	92,614	△5,897	86,717
7 繰 入 金		2,776,470	90,550	2,867,020
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,776,470	90,550	2,867,020
8 繰 越 金		95,569	223,258	318,827
	1 繰 越 金	95,569	223,258	318,827
9 諸 収 入		33,071	△9,800	23,271
	2 雑 入	33,070	△9,800	23,270
歳 入 合 計		18,802,914	993,322	19,796,236

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 479,682	千円 △32,914	千円 446,768
	2 徴 収 費	32,814	△3,500	29,314
	3 介護認定調査費等費	177,735	△24,330	153,405
	4 介護認定審査会費	101,969	△3,236	98,733
	6 計画策定等関係費	14,983	△1,848	13,135
2 保 険 給 付 費		17,484,396	902,000	18,386,396
	1 介護及び予防給付費	16,688,579	880,000	17,568,579
	2 特定入所者介護サービス等費	770,969	20,000	790,969
	3 その他諸費	24,848	2,000	26,848
4 地 域 支 援 事 業 費		593,326	△25,764	567,562
	1 介護予防事業費	224,463	△9,000	215,463
	2 包括的支援事業・任意事業費	368,863	△16,764	352,099
5 基 金 積 立 金		1,548	150,000	151,548
	1 基金積立金	1,548	150,000	151,548
歳 出 合 計		18,802,914	993,322	19,796,236

平成20年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,960,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		4,333,077	164,759	4,497,836
	2 国庫補助金	1,092,894	164,759	1,257,653
歳入合計		19,796,236	164,759	19,960,995

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 基金積立金		151,548	164,759	316,307
	1 基金積立金	151,548	164,759	316,307
歳出合計		19,796,236	164,759	19,960,995

平成20年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,067,302千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,596,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 支払基金交付金		2,391,995	△1,133,106	1,258,889
	1 支払基金交付金	2,391,995	△1,133,106	1,258,889
2 国庫支出金		1,551,778	△671,029	880,749
	1 国庫負担金	1,551,778	△671,029	880,749
3 県支出金		355,052	△164,153	190,899
	1 県負担金	355,052	△164,153	190,899
4 繰入金		348,554	△120,464	228,090
	1 一般会計繰入金	348,554	△120,464	228,090
6 諸収入		16,804	21,450	38,254
	3 雑収入	16,801	21,450	38,251
歳入合計		4,664,184	△2,067,302	2,596,882

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		27,873	△2,302	25,571
	1 総務管理費	27,873	△2,302	25,571
2 医療諸費		4,348,415	△2,065,000	2,283,415
	1 医療諸費	4,348,415	△2,065,000	2,283,415
歳出合計		4,664,184	△2,067,302	2,596,882

平成20年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,337,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		2,045,455	△100,000	1,945,455
	1 後期高齢者医療保険料	2,045,455	△100,000	1,945,455
3 繰入金		2,429,253	△48,626	2,380,627
	1 一般会計繰入金	2,429,253	△48,626	2,380,627
5 国庫支出金			11,004	11,004
	1 国庫補助金		11,004	11,004
歳入合計		4,475,080	△137,622	4,337,458

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合 合納付金		4,354,187	△137,622	4,216,565
	1 後期高齢者医療広域連合 合納付金	4,354,187	△137,622	4,216,565
歳出合計		4,475,080	△137,622	4,337,458

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 徴収費	高齢者医療制度円滑運営補助事業	千円 11,004

平成20年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231,050千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年3月2日提出

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		15,508	14,420	29,928
	1 分担金	15,157	13,980	29,137
	2 負担金	351	440	791
2 使用料及び手数料		124,442	△4,871	119,571
	1 使用料	123,633	△4,511	119,122
	2 手数料	809	△360	449
3 国庫支出金		192,333	△80,260	112,073
	1 国庫補助金	192,333	△80,260	112,073
4 繰入金		379,281	△31,039	348,242
	1 一般会計繰入金	379,281	△31,039	348,242
7 市債		292,900	△129,300	163,600
	1 市債	292,900	△129,300	163,600
歳入合計		1,008,498	△231,050	777,448

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		124,644	△13,700	110,944
	1 総務管理費	124,644	△13,700	110,944
2 事業費		598,376	△209,150	389,226
	1 簡易水道事業費	598,376	△209,150	389,226
3 公債費		285,478	△8,200	277,278
	1 公債費	285,478	△8,200	277,278
歳出合計		1,008,498	△231,050	777,448

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
簡易水道事業	千円 292,900	千円 163,600

平成20年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,815千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		5,398	△1,005	4,393
	1 分担金	5,398	△1,005	4,393
4 繰入金		390,656	△13,049	377,607
	1 繰入金	390,656	△13,049	377,607
5 繰越金		1	145	146
	1 繰越金	1	145	146
6 諸収入		10	10,094	10,104
	1 雑収入	10	10,094	10,104
歳入合計		522,891	△3,815	519,076

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		14,075	△3,815	10,260
	1 総務管理費	14,075	△3,815	10,260
歳出合計		522,891	△3,815	519,076

平成20年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ345,299千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ977,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		222,010	△26,110	195,900
	1 国庫補助金	222,010	△26,110	195,900
3 繰入金		694,660	△115,713	578,947
	1 繰入金	694,660	△115,713	578,947
5 諸収入		3,416	△976	2,440
	1 雑収入	3,416	△976	2,440
6 市債		402,600	△202,500	200,100
	1 市債	402,600	△202,500	200,100
歳入合計		1,322,688	△345,299	977,389

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 土地区画整理事業費		1,234,583	△341,299	893,284
	1 事業費	1,234,583	△341,299	893,284
2 公債費		88,105	△4,000	84,105
	1 公債費	88,105	△4,000	84,105
歳出合計		1,322,688	△345,299	977,389

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 事業費	津駅前北部土地区画整理事業	千円 54,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
土地区画整理事業	千円 402,600	千円 200,100

平成20年度津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ568,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,961,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分 担 金 及 び 負 担 金		156,495	88,094	244,589
	1 分 担 金	42,243	6,432	48,675
	2 負 担 金	114,252	81,662	195,914
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,527,498	647	1,528,145
	2 手 数 料	1,627	647	2,274
5 繰 入 金		5,068,412	△184,300	4,884,112
	1 繰 入 金	5,068,412	△184,300	4,884,112
7 諸 収 入		53,190	84,000	137,190
	1 雑 入	53,190	84,000	137,190
8 市 債		5,769,500	△557,200	5,212,300
	1 市 債	5,769,500	△557,200	5,212,300
歳 入 合 計		13,529,879	△568,759	12,961,120

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		1,663,942	△336,968	1,326,974
	1 総 務 管 理 費	1,663,942	△336,968	1,326,974
2 事 業 費		3,982,901	△114,791	3,868,110
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	3,982,901	△114,791	3,868,110
3 公 債 費		7,883,036	△117,000	7,766,036
	1 公 債 費	7,883,036	△117,000	7,766,036
歳 出 合 計		13,529,879	△568,759	12,961,120

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
1 総務費	1 総務管理費	流域下水道建設負担金	45,642

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
	千円	千円
流域下水道事業負担金	490,100	91,200
公共下水道事業	1,865,400	1,837,100
資本費平準化	630,000	500,000

平成20年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 支 出 金		千円 25,905	千円 △18,655	千円 7,250
	1 県 補 助 金	25,905	△18,655	7,250
3 繰 入 金		60,802	44,133	104,935
	1 繰 入 金	41,767	44,133	85,900
5 諸 収 入		169,003	△25,478	143,525
	1 貸付金元利収入	168,682	△25,478	143,204
歳 入 合 計		270,105		270,105

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公 債 費		千円 254,575	千円	千円 254,575
	1 公 債 費	254,575		254,575
歳 出 合 計		270,105		270,105

平成21年度津市一般会計予算

平成21年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,994,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の

間の流用

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 40,075,295
	1 市 民 税	19,518,468
	2 回 定 資 産 税	16,872,314
	3 軽 自 動 車 税	497,332
	4 市 た ば こ 税	1,453,101
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 入 湯 税	26,314
	7 都 市 計 画 税	1,706,766
2 地 方 譲 与 税		1,270,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	200,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	950,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	120,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	200
3 利 子 割 交 付 金		230,000
	1 利 子 割 交 付 金	230,000
4 配 当 割 交 付 金		79,000
	1 配 当 割 交 付 金	79,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		36,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		2,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		370,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		460,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	460,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		61,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	61,000
10 地 方 特 例 交 付 金		500,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	340,000
	2 特 別 交 付 金	160,000
11 地 方 交 付 税		15,300,000
	1 地 方 交 付 税	15,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		60,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円 1,887,835
	1 分担金	63,795
	2 負担金	1,824,040
14 使用料及び手数料		2,161,862
	1 使用料	1,906,166
	2 手数料	255,696
15 国庫支出金		7,350,076
	1 国庫負担金	5,875,709
	2 国庫補助金	1,394,764
	3 委託金	79,603
16 県支出金		4,571,397
	1 県負担金	2,549,786
	2 県補助金	1,367,220
	3 委託金	654,391
17 財産収入		228,016
	1 財産運用収入	193,160
	2 財産売却収入	34,856
18 寄附金		17,551
	1 寄附金	17,551
19 繰入金		6,196,156
	1 特別会計繰入金	300
	2 基金繰入金	6,195,856
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		1,426,920
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000
	2 市預金利子	5,000
	3 貸付金元利収入	627,041
	4 受託事業収入	4,990
	5 雑収入	739,889
22 市債		7,112,900
	1 市債	7,112,900
歳入	合計	91,994,208

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 591,440
	1 議会費	591,440
2 総務費		11,713,771
	1 総務管理費	9,077,729
	2 徴税費	1,484,697
	3 戸籍住民基本台帳費	531,203
	4 選挙費	481,687
	5 統計調査費	50,372
	6 監査委員費	88,083
3 民生費		26,426,487
	1 社会福祉費	13,113,870
	2 児童福祉費	9,591,815
	3 生活保護費	3,712,250
	4 災害救助費	8,552
4 衛生費		7,897,263
	1 保健衛生費	1,985,590
	2 斎場費	121,156
	3 環境費	639,628
	4 清掃費	4,674,043
	5 産業廃棄物処理費	22,013
	6 簡易水道費	345,234
	7 上水道費	109,599
5 労働費		176,889
	1 労働諸費	176,889
6 農林水産業費		2,648,942
	1 農業費	2,354,827
	2 林業費	183,329
	3 水産業費	110,786
7 商工費		1,971,972
	1 商工費	1,971,972
8 土木費		12,779,385
	1 土木管理費	376,150
	2 道路橋りょう費	3,015,535
	3 河川費	392,947
	4 港湾費	65,803

款	項	金額
		千円
	5 都 市 計 画 費	8,292,295
	6 住 宅 費	636,655
9 消 防 費		3,922,741
	1 消 防 費	3,922,741
10 教 育 費		9,639,060
	1 教 育 総 務 費	1,617,736
	2 小 学 校 費	2,941,920
	3 中 学 校 費	1,065,491
	4 幼 稚 園 費	1,732,034
	5 社 会 教 育 費	1,689,063
	6 短 期 大 学 費	592,816
11 公 債 費		13,749,332
	1 公 債 費	13,749,332
12 諸 支 出 金		376,926
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
	2 貸 付 金	354,826
13 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	91,994,208

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（平成21年度分）	平成21年度から債務完了年度まで	千円 20,000,000
生活排水処理アクションプログラム策定事業	平成22年度	6,840
新都心軸連携計画等策定事業	平成22年度	6,000
指定道路図・指定道路調書作成事業	平成22年度	85,000
産業廃棄物税負担事業	平成22年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円		%	
防災対策事業	625,100	証書借入 又は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
災害援護資金貸付金	22,100			
清掃運搬施設整備事業	19,400			
農業生産基盤整備事業	82,500			
林道整備事業	8,700			
地域水産物供給基盤整備事業	15,600			
道路整備事業	389,000			
河川整備事業	15,000			
急傾斜地崩壊対策事業	2,700			
街路整備事業	60,700			
都市下水路整備事業	151,100			
公園整備事業	64,800			
公営住宅整備事業	52,000			
消防施設整備事業	177,700			
通学通園対策事業	9,300			
給食センター建設事業	40,500			

平成21年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成21年度津市のモーターボート競走事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,001,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 競艇事業収入		千円 39,001,105
	1 事業収入	26,166,693
	2 使用料及び手数料	9,069
	3 財産収入	4,656
	4 繰入金	81,927
	5 繰越金	1
	6 諸収入	12,738,759
歳入	合計	39,001,105

歳出

款	項	金額
1 競艇事業費		千円 38,335,079
	1 総務費	655,042
	2 事業費	37,093,802
	3 施設費	586,235
2 基金積立金		4,122
	1 基金積立金	4,122
3 公債費		661,904
	1 公債費	661,904
歳出	合計	39,001,105

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
競走用大時計借上	平成22年度から 平成26年度まで	千円 146,160

平成21年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成21年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,427,851千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,159千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松田直久

事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 7,091,587
	1 国民健康保険料	7,091,587
2 国民健康保険税		19,734
	1 国民健康保険税	19,734
3 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
4 使用料及び手数料		2,850
	1 手数料	2,850
5 国庫支出金		7,736,671
	1 国庫負担金	5,589,714
	2 国庫補助金	2,146,957
6 療養給付費交付金		726,570
	1 療養給付費交付金	726,570
7 前期高齢者交付金		6,133,302
	1 前期高齢者交付金	6,133,302
8 県支出金		1,711,374
	1 県負担金	130,531
	2 県補助金	1,580,843
9 共同事業交付金		2,665,915
	1 共同事業交付金	2,665,915
10 財産収入		3,569
	1 財産運用収入	3,569
11 繰入金		1,295,899
	1 繰入金	1,295,899
12 繰越金		2
	1 繰越金	2
13 諸収入		40,358
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	912
	4 雑収入	39,443
歳入	合計	27,427,851

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 452,713
	1 総 務 管 理 費	323,627
	2 徴 収 費	120,005
	3 運 営 協 議 会 費	1,389
	4 趣 旨 普 及 費	7,692
2 保 険 給 付 費		18,986,851
	1 療 養 諸 費	17,202,242
	2 高 額 療 養 費	1,613,739
	3 移 送 費	350
	4 出 産 育 児 諸 費	145,920
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		3,011,378
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,011,378
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		4,141
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	4,141
5 老 人 保 健 拠 出 金		406,235
	1 老 人 保 健 拠 出 金	406,235
6 介 護 納 付 金		1,349,200
	1 介 護 納 付 金	1,349,200
7 共 同 事 業 拠 出 金		2,866,419
	1 共 同 事 業 拠 出 金	2,866,419
8 保 健 事 業 費		287,378
	1 特 定 健 康 診 査 事 業 費	203,899
	2 保 健 事 業 費	83,479
9 基 金 積 立 金		3,569
	1 基 金 積 立 金	3,569
10 公 債 費		1,600
	1 公 債 費	1,600
11 諸 支 出 金		38,367
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	22,131
	2 繰 出 金	16,236
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	27,427,851

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 診療収入		千円 25,854
	1 外来収入	24,414
	2 その他の診療収入	1,440
2 使用料及び手数料		66
	1 使用料	6
	2 手数料	60
3 繰入金		16,236
	1 事業勘定繰入金	16,236
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		42,159

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 26,849
	1 施設管理費	26,849
2 医療費		14,123
	1 医療費	14,123
3 公債費		1,087
	1 公債費	1,087
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		42,159

平成21年度津市介護保険事業特別会計予算

平成21年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,475,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		千円 3,796,119
	1 介 護 保 險 料	3,796,119
2 使 用 料 及 び 手 数 料		40
	1 手 数 料	40
3 国 庫 支 出 金		4,392,790
	1 国 庫 負 担 金	3,281,758
	2 国 庫 補 助 金	1,111,032
4 支 払 基 金 交 付 金		5,576,900
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,576,900
5 県 支 出 金		2,792,238
	1 県 負 担 金	2,696,223
	2 県 補 助 金	96,015
6 財 産 収 入		2,466
	1 財 産 運 用 収 入	2,466
7 繰 入 金		2,894,325
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,894,325
8 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
9 諸 収 入		20,137
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 入	20,135
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
歳 入	合 計	19,475,019

歳 出

款	項	金 額
1 給 務 費		千円 448,894
	1 給 務 管 理 費	160,685
	2 徴 収 費	26,670
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	159,449
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	98,224
	5 趣 旨 普 及 費	3,136
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	730
2 保 険 給 付 費		18,393,793
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	17,648,845
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	720,100
	3 そ の 他 諸 費	24,848
3 地 域 支 援 事 業 費		621,191
	1 介 護 予 防 事 業 費	195,878
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 費	425,313
4 基 金 積 立 金		2,466
	1 基 金 積 立 金	2,466
5 公 債 費		1,670
	1 公 債 費	1,670
6 諸 支 出 金		7,005
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,005
歳 出	合 計	19,475,019

平成21年度津市老人保健医療事業特別会計予算

平成21年度津市の老人保健医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金		千円 14,021
	1 支払基金交付金	14,021
2 国庫支出金		7,763
	1 国庫負担金	7,763
3 県支出金		1,941
	1 県負担金	1,941
4 繰入金		11,811
	1 一般会計繰入金	11,811
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3,005
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3,002
歳入合計		38,542

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 9,835
	1 総務管理費	9,835
2 医療諸費		28,664
	1 医療諸費	28,664
3 公債費		41
	1 公債費	41
4 諸支出金		2
	1 償還金	1
	2 還付金	1
歳出合計		38,542

平成21年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成21年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,581,317千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,953,457
	1 後期高齢者医療保険料	1,953,457
2 使用料及び手数料		360
	1 手数料	360
3 繰入金		2,624,362
	1 一般会計繰入金	2,624,362
4 諸収入		3,138
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1
	4 償還金及び還付加算金	3,126
歳入合計		4,581,317

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 111,324
	1 総務管理費	79,098
	2 徴収費	32,226
2 後期高齢者医療広域連合		4,466,867
	1 後期高齢者医療広域連合	4,466,867
3 諸支出金		3,126
	1 償還金及び還付加算金	3,126
歳出合計		4,581,317

平成21年度津市風力発電事業特別会計予算

平成21年度津市の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 7,405
	1 繰越金	7,405
2 諸収入		91,055
	1 事業収入	90,159
	2 雑入	896
歳 入 合 計		98,460

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 17,521
	1 総務管理費	17,521
2 事業費		37,561
	1 風力発電事業費	37,561
3 公債費		42,635
	1 公債費	42,635
4 予備費		743
	1 予備費	743
歳 出 合 計		98,460

平成21年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成21年度津市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ989,589千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 2,182
	1 分 担 金	2,112
	2 負 担 金	70
2 使 用 料 及 び 手 数 料		44,456
	1 使 用 料	44,040
	2 手 数 料	416
3 国 庫 支 出 金		237,433
	1 国 庫 補 助 金	237,433
4 繰 入 金		345,234
	1 一 般 会 計 繰 入 金	345,234
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		983
	1 雑 入	983
7 市 債		359,300
	1 市 債	359,300
歳 入 合 計		989,589

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 61,837
	1 総 務 管 理 費	61,837
2 事 業 費		688,829
	1 簡 易 水 道 事 業 費	688,829
3 公 債 費		238,923
	1 公 債 費	238,923
歳 出 合 計		989,589

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成22年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道事業	千円 359,300	証書借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができない。

平成21年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成21年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ538,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 4,828
	1 分担金	4,828
2 使用料及び手数料		126,344
	1 使用料	126,343
	2 手数料	1
3 財産収入		43
	1 財産運用収入	43
4 繰入金		407,734
	1 繰入金	407,734
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳入合計		538,960

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 8,721
	1 総務管理費	8,721
2 事業費		182,501
	1 農業集落排水事業費	182,501
3 基金積立金		43
	1 基金積立金	43
4 公債費		347,695
	1 公債費	347,695
歳出合計		538,960

平成21年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成21年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,356,256千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		337,700
	1 国庫補助金	337,700
3 繰入金		927,417
	1 繰入金	927,417
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,137
	1 雑入	1,137
6 市債		90,000
	1 市債	90,000
歳 入 合 計		1,356,256

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		千円 1,245,339
	1 事業費	1,245,339
2 公債費		110,917
	1 公債費	110,917
歳 出 合 計		1,356,256

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成22年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	千円 90,000	証書借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができ

平成21年度津市下水道事業特別会計予算

平成21年度津市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,461,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 133,177
	1 分担金	41,251
	2 負担金	91,926
2 使用料及び手数料		1,553,115
	1 使用料	1,551,173
	2 手数料	1,942
3 国庫支出金		548,000
	1 国庫補助金	548,000
4 県支出金		105,080
	1 県補助金	105,080
5 繰入金		5,153,447
	1 繰入金	5,153,447
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		10,821
	1 雑収入	10,821
8 市債		4,958,200
	1 市債	4,958,200
歳入合計		12,461,841

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 1,802,825
	1 総務管理費	1,802,825
2 事業費		3,405,016
	1 公共下水道事業費	3,405,016
3 公債費		7,254,000
	1 公債費	7,254,000
歳出合計		12,461,841

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成22年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	平成21年度から融資額返済完了年度まで	22,248

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業負担金	千円 528.700	証書借入 又は 証券発行	%	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができ る。
公共下水道事業	1,727.500		年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	
資本費平準化	600.000			
借換	2,102.000			

平成21年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成21年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ470,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		千円 1,049
	1 県 補 助 金	1,049
2 財 産 収 入		165
	1 財 産 運 用 収 入	165
3 繰 入 金		73,176
	1 繰 入 金	48,019
	2 基 金 繰 入 金	25,157
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		150,739
	1 貸 付 金 元 利 収 入	150,418
	2 雑 入	321
6 市 債		245,000
	1 市 債	245,000
歳 入	合 計	470,130

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 14,920
	1 総 務 管 理 費	14,920
2 基 金 積 立 金		165
	1 基 金 積 立 金	165
3 公 債 費		454,845
	1 公 債 費	454,845
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	470,130

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	千円 245,000	証書借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては当該見直 し後の利率)	7年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰 り上げ償還することができ る。

平成21年度津市椋本財産区特別会計予算

平成21年度津市の椋本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 松田直久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 99
	1 財 産 運 用 収 入	99
2 繰 入 金		503
	1 基 金 繰 入 金	503
3 繰 越 金		12
	1 繰 越 金	12
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		615

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 516
	1 総 務 管 理 費	516
2 基 金 積 立 金		99
	1 基 金 積 立 金	99
歳 出 合 計		615

津市公告第 3 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 2 1 年 3 月 1 2 日
- 2 抑留期間 平成 2 1 年 3 月 1 9 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	L・レトリバー	茶	オス	大	9 1 日 以上	鎖の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 6 号

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 1 年 3 月 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字内浜田 1 2 6 9 - 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方 1 3 4 0 - 1
松尾 清末

津市公告第 37 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 34 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 21 年 3 月 19 日
- 2 抑留期間 平成 21 年 3 月 27 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 一志町波瀬	雑種	茶	オス	中	9 1 日 以上	青い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059 - 229 - 3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059 - 223 - 5192

津市公告第 3 8 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 1 5 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり指定工事店の効力を停止したので、同条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により公告します。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

効力を停止した工事店

工 事 店 名	所 在 地	停 止 期 間
有限会社 出忠管工業	津市栗真中山町 1 1 1 番地 2	平成21年3月27日から 平成21年5月10日まで
株式会社 小澤建設	津市観音寺 5 5 0 番地 4 1	平成21年3月27日から 平成21年4月25日まで

津市公告第 39 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 21 年 3 月 24 日
- 2 抑留期間 平成 21 年 3 月 31 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町千里ヶ丘	雑種	白	メス	中	9 1 日 以上	後足負傷

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059 - 229 - 3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059 - 223 - 5192

津市公告第 4 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 2 1 年 3 月 2 6 日
- 2 抑留期間 平成 2 1 年 4 月 2 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白山町南家城	雑種	茶	メス	中	9 1 日 以上	青い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 4 1 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

津市教育委員会委員長 中西智子

津市教育委員会規則第 1 号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 校長は、小学校及び中学校において、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、第1項第4号から第6号までに規定する休業日の期間に授業日を設定することができる。前項の規定により、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の時期又は期間を変更したときも、また同様とする。

第6条を次のように改める。

（授業日の変更）

- 第6条 校長等は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるとき、あらかじめ教育委員会に届け出て、第4条第1項第1号又は第2号に規定する休業日に授業を行い、授業日を休業日とすることができる。
- 第12条の見出しを「感染症発生の処置」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市教育委員会委員長 中西 智 子

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校印の項及び小学校長印の項中「57」を「56」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月 31日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第 3 号

津市人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則

津市人権教育指導員設置規則（平成18年津市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「30時間程度」を「29時間以内」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 4 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号、第 8 号及び第 19 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同条第 21 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同条第 23 号及び第 27 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同条第 30 号中「2 学級」を「3 学級」に改め、同条第 34 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同条第 36 号中「5 学級」を「4 学級」に改め、同条第 37 号中「1 学級」を「2 学級」に改め、同条第 41 号中「6 学級」を「7 学級」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成21年3月23日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成21年3月24日(火)午後4時から
- 2 招集の場所 津図書館視聴覚室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市教育委員会公印規則の一部の改正について
 - (2) 津市立幼稚園則の一部の改正について
 - (3) 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について
 - (4) 平成21年度学校教育推進計画について
 - (5) 教育委員会の点検・評価について

津市選挙管理委員会告示第23号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成21年3月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | |
|-------------|---|
| 1 選挙期日 | 平成21年3月23日 |
| 2 投票の時間 | 午前9時00分から午後5時00分 |
| 3 選挙すべき総代の数 | 第1選挙区 2人
第2選挙区 5人
第3選挙区 3人
第4選挙区 10人
第5選挙区 4人
第6選挙区 4人
第7選挙区 2人 |

津市選挙管理委員会告示第24号

平成21年3月23日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成21年3月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		高山 一臣
第2選挙区		川喜田 清一郎
第3選挙区		花井 美博
第4選挙区		川原田 均
第5選挙区		宮崎 佐敏
第6選挙区		白藤 通久
第7選挙区		和田 守郎

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		倉田 勝
第2選挙区		溝口 正夫
第3選挙区		鈴木 房一
第4選挙区		長尾 俊一
第5選挙区		倉田 収
第6選挙区		勝谷 清秀
第7選挙区		和田 良保

津市選挙管理委員会告示第25号

平成21年3月23日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成21年3月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		島上 幸一
		和田 守旦
第2選挙区		尾崎 賢一
		稲田 民男
第3選挙区		近藤 貢
		奥山 衛
第4選挙区		別所 行雄
	森 孜	
第5選挙区	木崎 一生	
	奥山 英夫	
第6選挙区	川口 和義	
	川口 忠則	
第7選挙区	古川 朝生	
	梅田 唯	

津市選挙管理委員会告示第26号

平成21年3月23日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成21年3月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

掲示場	第1選挙区	津市雲出出張所
	第2選挙区	津市雲出出張所
	第3選挙区	津市雲出出張所
	第4選挙区	津市雲出出張所
	第5選挙区	津市雲出出張所
	第6選挙区	津市雲出出張所
	第7選挙区	津市雲出出張所

津市選挙管理委員会告示第27号

平成21年3月23日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成21年3月25日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

第 1 選挙区

氏 名	住 所
太田 泰弘	津市雲出島貫町 1025 番地
梶田 昭廣	津市雲出島貫町 1213 番地

第 2 選挙区

稻田 春久	津市雲出島貫町 463 番地
尾崎 忠正	津市雲出島貫町 496 番地
尾崎 正美	津市雲出島貫町 506 番地
尾崎 正幸	津市雲出島貫町 489 番地 4
溝口 俊秀	津市雲出島貫町 531 番地 1

第 3 選挙区

鈴木 俊吾	津市高茶屋一丁目 18 番 11 号
世古 郁雄	津市高茶屋一丁目 12 番 19 号
の場 賢	津市雲出島貫町 55 番地 7

第 4 選挙区

奥山 昭良	津市雲出本郷町 1077 番地 3
北川 幸治	津市雲出本郷町 1184 番地 3
郡山 光春	津市雲出本郷町 1272 番地
五家 政治	津市雲出本郷町 1234 番地 1
増田 年秋	津市雲出本郷町 1281 番地 1
山本 優	津市雲出本郷町 371 番地
和田 康由	津市雲出本郷町 1315 番地
川北 美進	津市香良洲町 323 番地
倉田 一幸	津市香良洲町 25 番地 3
藤川 正幸	津市香良洲町 470 番地

第 5 選挙区

氏 名	住 所
奥山 正夫	津市雲出長常町 808 番地
木崎 豊	津市雲出長常町 778 番地
鎌田 芳明	津市雲出長常町 1065 番地 1
宮崎 修	津市雲出長常町 826 番地

第 6 選挙区

白藤 佐市	津市雲出本郷町 1805 番地 7
勝谷 誠	津市雲出長常町 1049 番地
中西 昇	津市雲出長常町 659 番地 1
脇田 実	津市雲出長常町 1006 番地

第 7 選挙区

和田 茂	津市雲出伊倉津町 88 番地 2
和田 米正	津市雲出伊倉津町 1844 番地 1

津市選挙管理委員会告示第28号

平成21年3月23日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第22条第2項の規定により告示する。

平成21年3月25日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

第 1 選挙区

氏 名	住 所
太田 泰弘	津市雲出島貫町 1025 番地
梶田 昭廣	津市雲出島貫町 1213 番地

第 2 選挙区

稻田 春久	津市雲出島貫町 463 番地
尾崎 忠正	津市雲出島貫町 496 番地
尾崎 正美	津市雲出島貫町 506 番地
尾崎 正幸	津市雲出島貫町 489 番地 4
溝口 俊秀	津市雲出島貫町 531 番地 1

第 3 選挙区

鈴木 俊吾	津市高茶屋一丁目 18 番 11 号
世古 郁雄	津市高茶屋一丁目 12 番 19 号
の場 賢	津市雲出島貫町 55 番地 7

第 4 選挙区

奥山 昭良	津市雲出本郷町 1077 番地 3
北川 幸治	津市雲出本郷町 1184 番地 3
郡山 光春	津市雲出本郷町 1272 番地
五家 政治	津市雲出本郷町 1234 番地 1
増田 年秋	津市雲出本郷町 1281 番地 1
山本 優	津市雲出本郷町 371 番地
和田 康由	津市雲出本郷町 1315 番地
川北 美進	津市香良洲町 323 番地
倉田 一幸	津市香良洲町 25 番地 3
藤川 正幸	津市香良洲町 470 番地

第 5 選挙区

氏 名	住 所
奥山 正夫	津市雲出長常町 808 番地
木崎 豊	津市雲出長常町 778 番地
鎌田 芳明	津市雲出長常町 1065 番地 1
宮崎 修	津市雲出長常町 826 番地

第 6 選挙区

白藤 佐市	津市雲出本郷町 1805 番地 7
勝谷 誠	津市雲出長常町 1049 番地
中西 昇	津市雲出長常町 659 番地 1
脇田 実	津市雲出長常町 1006 番地

第 7 選挙区

和田 茂	津市雲出伊倉津町 88 番地 2
和田 米正	津市雲出伊倉津町 1844 番地 1

津市選挙管理委員会告示第29号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成21年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

第1選挙区	629人
第2選挙区	523人
第3選挙区	388人
第4選挙区	993人
第5選挙区	421人
第6選挙区	501人
第7選挙区	453人
第8選挙区	688人
第9選挙区	441人
第10選挙区	515人
第11選挙区	532人

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市水道事業管理規程第 1 号

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道事業会計規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 たな卸（第 78 条 第 82 条）」を「第 3 節 たな卸
第 4 章の 2 たな
（第 78 条 第 82 条）
卸資産以外の物品（第 82 条の 2 第 82 条の 5）」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

主管課長 津市水道局分課規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 1 号。以下「分課規程」という。）第 3 条第 1 項に規定する課長、同条第 4 項の規定により準用する津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）第 4 条第 6 項第 1 号に規定する担当副参事及び分課規程第 3 条第 3 項に規定する場長をいう。

公共料金一括払い 電気料金、ガス料金、水道料金及び電気通信役務に関する料金を公共料金支払管理システムにより一括して支払うことをいう。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（企業出納員等の領収印）

第 6 条の 2 企業出納員及び現金取扱員（以下「企業出納員等」という。）の領収印は、別記様式による領収印を使用しなければならない。

（領収印の取扱い、保管等）

第 6 条の 3 企業出納員等の領収印の取扱い、保管等については、津市水道局公印規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 7 号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「公印」とあるのは、「領収印」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現金取扱員に係る領収印の保管については、営業課長が行うものとする。

第7条中「企業出納員及び現金取扱員（以下「企業出納員等」という。）」を「企業出納員等」に改める。

第9条中「収納取扱金融機関」の次に「（以下「出納取扱金融機関等」という。）」を加える。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第25条第3項中「毎日、現金取扱員の」を「第5条第8号に規定する保管転換を行った現金以外の現金について、毎日、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第5条第8号に規定する保管転換を受けた現金取扱員は、毎月の現金の保管状況を企業出納員に報告し、企業出納員はこれを確認しなければならない。

4 第5条第8号に規定する保管転換を受けた現金取扱員は、年度末又はその理由の消滅した日から5日以内に企業出納員に現金を返還しなければならない。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条第1項中「営業課長」を「主管課長」に、「水道総務課長」を「振替伝票を発行し、当該書類を添えて企業出納員」に改め、同条第2項を削る。

第31条中「営業課長」を「主管課長」に改める。

第32条の見出しを「（納入の通知等）」に改め、同条第1項中「営業課長」を「主管課長」に、「納入通知書」を「納入通知書兼領収書」に改め、同条第2項及び第3項中「納入通知書」を「納入通知書兼領収書」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 納入の通知を必要としない収入については、納付書兼領収書により納付することができる。

第34条第1項中「出納取扱金融機関」を「出納取扱金融機関等」に改め、「のうちに、」の次に「払込書により」を加える。

第39条中「営業課長」を「主管課長」に改める。

第40条第1項を次のように改める。

主管課長は、収入の未納金で不納欠損となるものがあるときは、当該債権に係る未納金の金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した調書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

第41条第2項中「及び振替伝票」を削り、「受け、」を「受けた後、振替伝票及び支払伝票を発行し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公共料金一括払いについては、主管課長に代わり水道総務課長が

行うことができる。

第42条第1項及び第2項中「及び請求書等」を「、支払伝票、請求書等」に改める。

第43条中「支出のうち金銭の支払を伴うものについては、支出負担回議書に基づいて支払伝票を発行し」を「前条第1項の規定により審査が完了した支出のうち金銭の支払を伴うものについては」に改める。

第48条に次の1項を加える。

2 資金前渡の限度額は、次に掲げるものとする。

常時の費用に係るものは、1月以内の予定金額

随時の費用に係るものは、所要の予定金額

第52条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「資金前渡、」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

資金前渡を受けた者は、その支払用務が終わった後速やかに精算書及び振替伝票を作成し、領収書その他証拠書類及び残金がある場合には、その残金を添えて次に掲げる期日までに企業出納員に提出しなければならない。

常時の費用 翌月7日

随時の費用 支払完了後7日

支払の必要がなくなったもの 事実の発生後7日

3月31日において残金があるとき 3月31日

第55条及び第56条を次のように改める。

第55条及び第56条 削除

第59条第1項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

預り香良洲水道料金

担保預り金

還付預り金

第68条第1項中「水道総務課長」の次に「又は水道総務課長が指定する者」を加え、「するものとする」を「し、検収調書を作成しなければならない」に改め、同条第2項中「検収の後、」を削り、「検収調書を発行し」を「前項の検収調書により」に改める。

第71条第2項を次のように改める。

2 企業出納員は、たな卸資産を払い出したときは、庫出伝票（振替伝票）を作成し、貯蔵品受払簿に記載しなければならない。

第72条第2項を次のように改める。

2 企業出納員は、たな卸資産を受け入れたときは、庫入伝票（振替伝票）を作成し、貯蔵品受払簿に記載しなければならない。

第78条中「貯蔵品出納簿」を「貯蔵品受払簿」に改める。

第82条中「振替伝票」を「庫出伝票（振替伝票）又は庫入伝票（振替伝票）」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 たな卸資産以外の物品

（直購入）

第82条の2 主管課長は、第63条第1項各号に規定する以外の物品又は同項各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの（以下「たな卸資産以外の物品」という。）を購入するときは、管理者の決裁を経て、直接当該科目の支出として購入することができる。

（たな卸資産以外の物品の検収）

第82条の3 たな卸資産以外の物品を購入したときは、主管課長又は主管課長が指定する者（以下「検収員」という。）が検収し、検収調書を作成しなければならない。

（物品の管理）

第82条の4 主管課長は、たな卸資産以外の物品を適正に管理しなければならない。

（不用物品の処分）

第82条の5 主管課長は、たな卸資産以外の物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものがあるときは、第76条の規定に準じて処分しなければならない。

第85条中「水道総務課長」を「主管課長」に改める。

第89条の次に次の1条を加える。

（車両運搬具等の検収）

第89条の2 車両運搬具並びに有形固定資産に属する工具、器具及び備品を購入したとき、又は修繕をしたときは、検収員が検収し、検収調書を作成しなければならない。

第93条第1項中「することができる」を「しなければならない」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第6条の2関係）

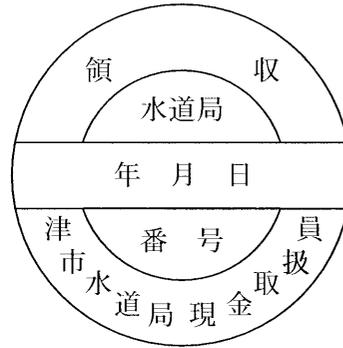
企業出納員等の領収印

企業出納員の領収印



直径 2.5 cmとし、中部の数字は年月日を入れる。

現金取扱員の領収印



直径 2.5 cmとし、中部の数字は年月日を表示し、その上部は水道局、下部には領収印番号を入れる。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市水道事業管理規程第 2 号

津市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

津市水道局事務専決規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「ところによる」の次に「ものとする」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前項」に改め、「平成 1 8 年津市訓令第 4 号」の次に「。以下「規程」という。」を加え、同項に後段として次のように加え、同項を同条第 2 項とする。

この場合において、規程別表第 1 中「副市長」とあり、又は「部長」とあるのは「水道事業管理者」（担当理事が置かれる場合にあつては、「副市長」とあるのは「水道事業管理者」と、「部長」とあるのは「担当理事」）と読み替えるものとする。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

共通専決事項（決裁区分欄の表示は、別表第2及び別表第3に掲げる専決事項を除き、専決処理することができる職の区分を示す。）

専決事項	決裁区分	
	課長（所長）	次長
1 次に掲げる事項の支出負担行為及び執行に関すること。ただし、法令、契約等により単価が設定されているもの又は別途承認済みのものに係る支出負担行為及び執行は、課長（所長）の専決事項とする。		
(1) 報酬		
(2) 法定福利費		
(3) 賃金		
(4) 報償費	10万円未満のもの	10万円以上 20万円未満のもの
(5) 旅費		
(6) 被服費	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(7) 備消耗品費	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(8) 燃料費	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(9) 光熱水費		
(10) 印刷製本費	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(11) 通信運搬費		
(12) 委託料 ア 工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託料	1,000万円未満のもの	1,000万円以上 9,000万円未満のもの

イ その他の委託料	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(13) 手数料		
(14) 賃借料	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(15) 修繕費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(16) 動力費		
(17) 路面復旧費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(18) 薬品費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(19) 研修費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(20) 食糧費	3万円未満のもの	3万円以上のもの
(21) 工事請負費 (前金払及び部分払に関することを含む。)	1,000万円未満のもの	1,000万円以上9,000万円未満のもの
(22) 補助交付金	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(23) 材料費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(24) 量水器取替補修費	100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの
(25) 保険料		

(26) 負担金	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(27) 補償費	100万円未満のもの	100万円以上 500万円未満のもの
(28) 受水費	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(29) 公課費		
(30) 雑費	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(31) 企業債利息 (既定償還計画に基づくものは、 課長(所長)上限なし。)	50万円未満のもの	50万円以上 100万円未満のもの
(32) 借入金利息 (既定償還計画に基づくものは、 課長(所長)上限なし。)	50万円未満のもの	50万円以上 100万円未満のもの
(33) その他雑支出	100万円未満のもの	100万円以上 300万円未満のもの
(34) 固定資産購入費 ア 土地、立木、建物、構築物 イ 機械及び装置、車両運搬具、 工具、器具及び備品	100万円未満のもの	50万円未満のもの 100万円以上 300万円未満のもの
(35) 企業債償還金 (既定償還計画に基づくものは、 課長(所長)上限なし。)	50万円未満のもの	50万円以上 100万円未満のもの
(36) 一時借入金償還金 (既定償還計画に基づくものは、 課長(所長)上限なし。)	50万円未満のもの	50万円以上 100万円未満のもの

2 過誤納金の還付に伴う支出命令に関すること。		
3 預り金等の収入及び支出命令に関すること。		

備考 表中の金額は、1 契約単位の契約時等における予定価格又は執行時における予定金額を示す。

別表第2（第5条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分		
		担当主幹	課長	次長
水道総務課	1 水道事業等に関する企画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの
	2 身分証明書等の交付に関すること。			
	3 職務に専念する義務の免除（規程別表第1の共通専決事項を除く。）及び営利企業等の従事許可に関すること。			
	4 職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。）の給与等の支出に関すること。			
	5 退職手当等の支給に関すること。			
	6 職員に係る手当等の支給認定に関すること。			
	7 所得税、市町村民税等の源泉徴収に関すること。			
	8 三重県市町村職員共済組合に対する届出の処理に関すること。			
	9 職員の健康管理に関すること。			
	10 職員に対する被服等の貸与に関すること。			
	11 職員の公務災害補償等に関すること。			
	12 消費税及び地方消費税の中間申告に係る納税に関すること（別途承認済みのものに限る。）。			
	13 財務会計システムに関すること。		軽易なもの	やや重要なもの
	14 財産の損害保険に関すること。			
	15 登記事務の指導助言に関すること。			

	16 庁舎の管理に関する事。			
	17 車両の管理に関する事。			
	18 車両の整備に関する事。			
	19 物品の不用決定に関する事 (購入価格の金額による。)		50万円 未満 のもの	50万円 以上 200万円 未満 のもの
	20 不用品の処分に関する事。			
	21 津市水道局建設工事等入札参加資格審査委員会に関する事。			
	22 工事又は製造その他についての請負における入札保証金の納付及び減免に関する事(予定価格の金額による。)		1億 5,000万 円未満の もの	
	23 工事又は製造その他についての請負における落札者の決定及び再入札の執行に関する事(予定価格の金額による。)		1億 5,000万 円未満の もの	
	24 工事又は製造その他についての請負に係る契約並びに契約保証金の納付及び減免に関する事(予定価格の金額による。)		1億 5,000万 円未満の もの	
	25 工事又は製造その他についての請負の期間の延長に関する事(予定価格の金額による。)		1億 5,000万 円未満の もの	
営業課	1 営業の企画に関する事。		軽易な もの	やや重 要な もの
	2 水道料金等の相談に関する事。		軽易な もの	やや重 要な もの
	3 料金システムに関する事。		軽易な もの	やや重 要な もの
	4 水道料金等の過誤納金の還付に伴う未収金充当に関する事。			

	5 未納料金の督促及び滞納整理に関すること。		○	
	6 給水装置の開閉栓に関すること。		○	
	7 水道メーター等の維持管理に関すること。		○	
工務課	1 水道施設の整備の企画及び調査に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの
	2 工事の企画、調査、設計及び施工の基準に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの
	3 配水管の整備及び管理に関すること。		○	
	4 無線装置の整備及び管理に関すること。		○	
	5 配水調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの
	6 急を要する工事のための一部区域の断水決定に関すること。		○	
	7 津市水道局工事用資機材審査委員会に関すること。			○
	8 給水工事の施工の承認、立会及び検査に関すること。		○	
	9 指定給水装置工事事業者の指定、指導監督等に関すること。			○
	10 給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関すること。		○	
	11 津市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会に関すること。			○
	12 貯水槽水道に関すること。		○	
	13 公共工事に伴う配水管の移設等受託工事に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの
	14 給配水管等の維持管理に関すること。		○	
	15 濁水の放水の決定に関すること。		○	

	16 応急給水に関する事。		軽易なもの	やや重要なもの
浄水課	1 利水の調整に関する事。		軽易なもの	やや重要なもの
	2 水道資料に係る施設の管理に関する事。			
	3 津市水道水源保護審議会の庶務に関する事。			
	4 施設勤務者の保安教育に関する事。			
	5 交代制勤務者の勤務割に関する事。			
	6 各浄水施設、ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関する事。			

別表第3（第5条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

区分	専決事項	決裁区分	
		所長	次長
水道事業所	1 水道料金等の相談に関する こと。	軽易なも の	やや重要 なもの
	2 給水工事の施工の立会及び検 査に関すること。		
	3 濁水の放水の決定に関するこ と。		
	4 給水装置の開閉栓に関するこ と。		
	5 配水調整に関すること。	軽易なも の	やや重要 なもの
	6 急を要する工事のための一部 区域の断水決定に関すること。		
	7 給配水管等の維持管理に関す ること。		
	8 各浄水施設、ポンプ場及び配 水場の施設の維持管理に関する こと。		

別表第 4 及び別表第 5 を削る。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市水道局告示第 6 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 21 年 3 月 5 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
株式会社フクトミ	大阪市浪速区大国 2-1-6	平成 21 年 3 月 5 日
南設備	松阪市飯南町深野 3 4 7 8-1	平成 21 年 3 月 5 日

津市水道局告示第 7 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 21 年 3 月 24 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
有限会社安建	津市南中央 4 番 15 号	平成 21 年 3 月 10 日
宇田水道	津市柳山津興 365-33	平成 21 年 3 月 10 日

津市水道局告示第 9 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 21 年 3 月 24 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
有限会社山下設備工業	三重郡菰野町大字大強原 2 894 番地 3	平成 21 年 3 月 12 日

津市水道局告示第 9 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
辻岡工業	松阪市嬉野黒野町 1 4 4 番地	平成 21 年 3 月 18 日